

## 平成25年版 栃木県土木工事共通仕様書 第2回正誤表

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 共通仕様 書	p. 1	第1編共通編 第1章総則 第1節総則	1-1-1適用	3. 優先事項	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、「 <u>栃木県土木工事共通特記仕様書</u> 」及びこの共通仕様書に優先する。 <u>また、1-1-2に規定する「栃木県土木工事共通特記仕様書」は、この共通仕様書に優先する。</u>
土木工事 共通仕様 書	p. 77	第2編材料編 第1章一般事 項 第2節工事材 料の品質		3. 試験を行 う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品、 <u>ISWAS製品及び栃木県コンクリート製品協同組合指定製品</u> については試験を省略できる。	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
土木工事 共通仕様 書	p. 77	第2編材料編 第1章一般事 項 第2節工事材 料の品質		4. 見本・品 質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認、 <u>ISWAS製品及び栃木県コンクリート製品協同組合指定製品については製品証明書の確認</u> とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
土木工事 共通仕様 書	p. 114	第3編土木工 事共通編 第1章総則		3. 電子成果 品及び紙の 成果品	受注者は、「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)(平成25年3月改訂)」及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)(平成19年4月)」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成し納品しなければならない。	受注者は、「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)(平成25年4月改訂)」及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)(平成25年4月)」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成し納品しなければならない。
土木工事 共通仕様 書	p. 114	第3編土木工 事共通編 第1章総則		5. 地質調査 の電子成果 品	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)(平成25年3月改訂)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)(平成25年4月改訂)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-226	品質管理基 準及び規格 値	1 セメント・コ ンクリート(転 圧コンクリ ート・コンク リートダム・覆 工コンクリ ート・吹付け コンクリ ートを除く)	ミキサの練混 ぜ性能試験	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</li> </ul> <p>※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</li> </ul>
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-239	品質管理基 準及び規格 値	4. 下層路盤 工	試験方法	<p>【試験方法】</p> <p>舗装調査・試験法便覧[4]-191</p> <p>※砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。</p>	<p>【試験方法】</p> <p>舗装調査・試験法便覧[4]-191</p>
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-240	品質管理基 準及び規格 値	4. 下層路盤 工	現場密度の 測定	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</u></li> <li>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・<u>1工事あたり3,000m<sup>2</sup>以上の場合、10,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000m<sup>2</sup>以下の場合、は次の(例)のとおりでも良い。</u></li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①3,000m<sup>2</sup>以上～6,000m<sup>2</sup>未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定する。</li> <li>②6,000m<sup>2</sup>以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1ロット毎に3個(3孔)で測定する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000m<sup>2</sup>未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3孔)で測定し、1,000m<sup>2</sup>未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1,000m<sup>2</sup>につき1個</li> <li>・1,000m<sup>2</sup>～3,000m<sup>2</sup>未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000m<sup>2</sup>未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-246	品質管理基 準及び規格 値	5. 上層路盤 工	現場密度の 測定	<p>【試験基準】</p> <p>・<u>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</u></p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・<u>1工事あたり3,000㎡以上の場合、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合、は次の(例)のとおりでも良い。</u></p> <p>(例)</p> <p>①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定する。</p> <p>②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1ロット毎に3個(3孔)で測定する。</p> <p>・3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3孔)で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>【試験基準】</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000㎡につき1個</p> <p>・1,000㎡～3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-250	品質管理基 準及び規格 値	7. セメント安 定処理路盤	現場密度の 測定	<p>【試験基準】</p> <p>・<u>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</u></p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・<u>1工事あたり3,000㎡以上の場合、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合、は次の(例)のとおりでも良い。</u></p> <p>(例)</p> <p>①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定する。</p> <p>②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1ロット毎に3個(3孔)で測定する。</p> <p>・3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3孔)で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>【試験基準】</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000㎡につき1個</p> <p>・1,000㎡～3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-266	品質管理基 準及び規格 値	8. アスファ ルト舗装	現場密度の 測定	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1工事あたり3,000㎡以上の場合、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合、は次の(例)のとおりでも良い。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定する。</li> <li>②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1ロット毎に3個(3孔)で測定する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3孔)で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1,000㎡につき1個</li> <li>・1,000㎡～3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-336	品質管理基 準及び規格 値	28.排水性舗 装工・透水性 舗装工	現場密度の 測定	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1工事あたり3,000㎡以上の場合、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合、は次の(例)のとおりでも良い。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定する。</li> <li>②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1ロット毎に3個(3孔)で測定する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3孔)で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>	<p>【試験基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1,000m2につき1個)。</li> <li>・小規模以下の工事: 随時(1,000m2につき1個)で最低3個</li> <li>・1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</li> </ul>

種別	頁	章・節	条	項目	正	誤
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-338	品質管理基 準及び規格 値	29.プラント再 生舗装工	現場密度の 測定	<p>【規格値】 基準密度の94%以上。 <u>X10 96%以上</u> <u>X6 96%以上</u> <u>X3 96.5%以上</u></p> <p>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 <u>X10 95%以上</u> <u>X6 95.5%以上</u> <u>X3 96.5%以上</u></p>	<p>【規格値】 基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。</p>
土木工事 施工管理 基準及び 規格値	p. 1-338	品質管理基 準及び規格 値	29.プラント再 生舗装工	現場密度の 測定	<p>【試験基準】 ・<u>締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合 は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以 下を満足するものとする。</u> ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとす る。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規 格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個 のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・<u>1工事あたり3,000㎡以上の場合、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロット あたり10個(10孔)で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合 は次の(例)のとおりでも良い。</u> (例) <u>①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3個(3孔)で測定 する。</u> <u>②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個(10孔)で測定するか、又は 2ロット(1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする)として1 ロット毎に3個(3孔)で測定する。</u> ・3,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事につき3個(3 孔)で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>	<p>【試験基準】 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければなら ない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3 が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場 合、更にこの測定値を加えた平均値X6が規格値を満足していれば良い。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡～3,000㎡未満の工事(ただし維持工事は除く)は1工事につき 任意の3個、1,000㎡未満については異常がなければ省略しても良い。</p>
共通仕様 書 様式 集	p. 52	様式集		工事打合せ 簿	正しい様式は、ホームページの「栃木県土木工事共通仕様書(平成25 年版)」に掲載したのでダウンロードできます。	様式集に掲載された「様式総-2の2 工事打合せ簿」は旧様式で誤 り。